

千葉県告示第51号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において令和5年1月25日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年1月25日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
下田町104号線	若葉区下田町1332番33から 若葉区下田町1318番1まで	前	4.06 ～4.18	22.7
		後	5.00 ～5.00	